

一般社団法人和漢医薬学会 細則

(平成 29 年 12 月 4 日改定)

第 1 章 事業

第 1 条 会誌

定款第 3 条 2 に定めるこの法人の会誌は、英文国際学術誌 Traditional & Kampo Medicine とし、通常年 2 回発行する。会誌の投稿規定は別に定める。

第 2 条 学術大会

定款第 3 条 1 に定める学術大会は、年 1 回開催する。

- 2 学術大会に「会員」として参加登録出来るものは、正会員及び学生会員とする。
- 3 名誉会員の参加については第 5 条の 2 に定める。
- 4 賛助会員は、会費年額の一回(10,000 円)を正会員一人とみなし、会費年額に応じた人数について、会員としての参加登録を認める。事前に学会事務局に参加者氏名を申請した後、会員としての参加登録を行う。

第 3 条 表彰

定款第 3 条 6 に基づき次の 3 つの賞を授与する。

1 学会賞. Medical and Pharmaceutical Society for WAKAN-YAKU Award

- イ 和漢医薬学会賞は、この法人の会員のうち、和漢医薬研究の進歩に寄与する顕著な研究を行い、この法人の発展に貢献した者に授与する。
 - ロ 受賞者には賞状及び副賞として賞金を贈呈する。
 - ハ 受賞者は原則として 1 名とする。
- 二 受賞者は、提出された下記の書類をもとに選考委員会が決定し、理事会の承認を得る。

- (1) この法人の代議員の推薦書
- (2) 履歴書
- (3) この法人における活動歴
- (4) 研究分野と主な研究業績
- (5) 和漢医薬学会学術貢献賞を受賞した者は、受賞後の研究課題の成果

2 学術貢献賞. Medical and Pharmaceutical Society for WAKAN-YAKU Award for Scientific Contributions

- イ 和漢医薬学会学術貢献賞は、当該年度 7 月 1 日付けにて 50 歳未満かつ当該年度を含めて

- 会員歴3年以上であるこの法人の会員で、和漢医薬分野の発展に大きく寄与することが期待される研究課題に活発に取り組み、優れた研究成果を挙げている者に授与する。
- 口 受賞者には賞状及び副賞として賞金を贈呈する。
- ハ 受賞者は原則として1名とする。
- ニ 受賞者は、提出された下記の書類をもとに選考委員会が決定し、理事会の承認を得る。

- (1) この法人の代議員の推薦書
- (2) 履歴書
- (3) 研究課題及び研究成果の概略と今後の発展性
- (4) 受賞対象の研究課題に関連した研究業績(原著研究論文、10報以内)及び過去3年内の和漢医薬学会学術大会又はこの法人の英文国際学術誌での研究発表の成果(1報以上)
- (5) 自薦の場合の提出書類は上記の②から④までとする。

3 学会奨励賞 . Medical and Pharmaceutical Society for WAKAN-YAKU Award for Young Scientists

- イ 和漢医学会奨励賞は、この法人の英文国際学術誌「Traditional & Kampo Medicine」に優れた研究又は将来性のある研究の原著論文※、又は他の英文学術誌に掲載された自己の論文を引用した総説を Traditional & Kampo Medicine に発表した著者で、この法人の会員であり当該事業年度 7月1日付けにて40歳未満の条件を満たす者に授与する。(※ただし、臨床論文については症例報告も含む)
- 口 奨励賞の対象となる論文は、最近2年間に Traditional & Kampo Medicine に掲載された「原著論文」、「症例報告」及び上記条件を満たす「総説」とする。
- ハ 奨励賞は Traditional & Kampo Medicine に掲載された論文を応募資料として、自薦又はこの法人の正会員による他薦により応募することが出来る。総説を対象とする場合は、他の英文学術誌に掲載され引用した自己の論文のコピーも資料として提出することを義務付ける。
- ニ 受賞者には賞状及び副賞として賞金を贈呈する。
- ホ 受賞者は原則として2名以内とする。
- ヘ 受賞者は、選考委員会が決定し、理事会の承認を得る。

第2章 会員

第4条 会費の納入

正会員、学生会員及び賛助会員は、年会費の全額を、所定の方式にしたがい毎事業年度の末日

までに前納しなければならない。

2 この法人の入会金は次のとおりとする。

イ 入会金

正会員	1,000 円
学生会員	無料(单年度)
賛助会員	1,000 円

□ 学生会員は单年度制とし、入会金を免除する。学生会員として継続する場合は、学生であることを証明する資料を必ず添えて毎年申し込みをする。資料の提示がない限り、この法人の会員として登録しない。ただし、年度期限は設けない。

ハ 社会人学生は、学生であることを証明する資料の提示があれば「学生会員」として扱う。ただし、本人が「正会員」として入会を申し込んだ場合は、正会員とする。

3 この法人の会費年額は次のとおりとする。

正会員	理事・監事	15,000 円
	代議員	15,000 円
	正会員	10,000 円
学生会員		5,000 円
賛助会員	年一口以上	一口 10,000 円

4 海外会員は上記 2 及び 3 に準ずる。

5 既納の会費は理由のいかんを問わず返還しない。

6 会費は入会事業年度から毎年度、退会事業年度分までを納める。また、事業年度途中で入会又は退会する場合、会費はその事業年度分を全額納める。

7 名誉会員は、名誉会員に推挙された翌事業年度から会費を納めることを要しない。

第 5 条 名誉会員

定款第 6 条に定める名誉会員は、本会正会員のうち、原則として70歳以上で、次の各号のいずれかに該当し、理事会の承認を得た者とする。

イ 本学会の理事及び／又は監事を2期以上つとめた者

ロ 和漢医薬学会学術大会の大会長をつとめた者

ハ 和漢医薬学会の学会賞を受賞した者

二 この法人の正会員の推薦のあった者。

なお名誉会員の推薦は、推薦理由などを記載した推薦書に、候補者の経歴書、業績目録などをつけて、事務局に提出する。

2 名誉会員は、学術大会、研究会等に無料で参加できる。

第 6 条 退会

会員で退会をしようとする者は、退会届を提出し、会費の未納がある場合は、これを完納しなければならない。

第 7 条 除名

理事、監事、代議員、正会員、学生会員、賛助会員ともに、会費の滞納が当該事業年度終了後 6 ヶ月を経過し、督促状を 1 年後及び 2 年後に出しても催告に応じないときには、3 年を経過した時点で自動的に会員の資格を失う。

第 3 章 代議員

第 8 条 代議員

定款 12 条に基づき、本会に代議員を置く。

第 9 条 代議員の選出

この法人は、正会員から 1 人以上の代議員を選出することとし、選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

2 代議員を選出するために、正会員による代議員選挙を行う。

3 代議員は、正会員から選出されなければならない。正会員は代議員選挙に立候補することができる。

4 理事会は一定数の代議員候補者を推薦することができる。

5 代議員候補者は別に定める様式を学会事務局に提出する。

6 2 期の任期が終了する理事は、理事会の推薦により代議員となる。

7 代議員の選出は選挙管理委員会を設け、以下のとおり行う。

イ 現代議員で再任(立候補)を希望する者を代議員候補者名簿(氏名、所属、職位、研究分野、抱負)に記載する。

ロ 代議員候補者から提出された履歴書、代議員の推薦書 1 通以上、及び抱負は、理事会において内容の疑義について確認し、代議員候補者名簿(氏名、所属、職位、研究分野、抱負)

- に掲載する。
- ハ 候補者の個人情報は、学会事務局において保管する。
 - ニ 代議員が交代する年の3月1日までに候補者名簿を正会員に提示する。
 - ホ 選挙は投票にて行う。投票方法は内規で定める。
 - ヘ 正会員は100名まで投票することができる。
 - ト 開票は選挙管理委員会が行い、6月の理事会にて得票数の上位100位(同位者が複数いる場合を含む)までを次期代議員候補として報告し、承認を得る。選挙管理委員会はその結果を代議員総会で報告する。
 - チ 代議員定数は100名を原則とする。選挙結果により100名に達しない場合、その数を該当する任期期間の代議員の定数とする。
 - リ 学生会員が正会員に移行する年度には、選挙権はないものとする。
 - 8 代議員総数の10分の1が欠けた場合には、速やかに補欠の代議員選挙を行う。
 - 9 代議員が代議員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
 - 10 その他、代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定め、代議員総会の承認を得る。
- 補足 一般社団法人和漢医薬学会設立時には、和漢医薬学会の評議員は代議員となる。任期は平成29年の定時代議員総会の終結の時までとする。

第4章 役員

第10条 役員の資格

理事は、理事就任時の年齢が65歳以下の代議員とし、監事は、監事就任時の年齢が65歳以下の正会員とする。ただし、平成27年度は、特例措置として監事就任時の年齢を問わない。

第11条 理事

理事の定数は理事長、常務理事を含めて16名とする。辞退その他により任期途中で理事の数に変更が生じても補充は行わない。担当業務の代行については理事長の指名により兼任とする。

- 2 定款第26条1のとおり、理事の任期は2年で、2期までの再任を認める。選挙により定数の半数である8名の理事を選出し、再任を希望する理事については信任投票を行う。
- 3 理事の選出・信任のための選挙管理委員会を設ける。
- 4 理事の選出は以下のとおり行う。

- イ 候補者は在任期間中及び任期終了予定の理事を除く代議員の中から代議員2名が推薦人となって理事候補者推薦書を選挙管理委員会宛に提出した者とする。理事候補者推薦書は新旧理事が交代する年の1月31日までに提出する。
 - ロ ひとりの代議員が推薦できる候補者は2名までとする。
 - ハ 選挙管理委員長及び選挙管理委員は、候補者を推薦することはできない。
 - 二 理事候補者推薦書には、候補者の略歴、候補者の抱負、専門分野を添付する。
 - ホ 理事が交代する年の3月31日までに理事候補者一覧を代議員に提示する。
 - ヘ 選挙は代議員の投票によって行う。
 - ト 投票は3名以下を選ぶ。4名以上の候補者を選んだ場合はその投票用紙全体を無効とする。
 - チ 開票は6月の理事会までに選挙管理委員会が行い、6月の理事会で報告後、選挙管理委員会はその結果を代議員総会に報告し承認を得る。なお、得票数が同数の候補者がいた場合は抽選にて決定する。
 - リ 有効得票数の多いものから8名を理事とし、その他を補欠者とする。
- 5 理事の信任は以下のとおり行う。
- イ 理事が交代する年の3月31日までに1期の任期が終了する理事の一覧を代議員に提示する。
 - ロ 信任は代議員の投票にて行う。
 - ハ 開票は6月の理事会までに選挙管理委員会が行い、有効投票数の過半数をもって信任するとみなす。選挙管理委員会は、その結果を6月の理事会で報告後、代議員総会に報告し承認を得る。
 - 二 再任を希望しない、または信任が得られない等の理由により、信任を受ける理事が8名に満たなかつた時は、理事選挙の補欠者を繰り上げ当選とする。なお、繰り上げ当選した理事の任期は、1期(2年間)とする。

第12条 理事長

定款第23条2の理事長を定める方法は、理事の投票による。

第13条 常務理事

定款第23条2の常務理事を定める方法は、理事長が理事から1名を指名する。

第14条 その他の役員

理事長、常務理事の他、この法人に理事職として以下の役員を置く。

- イ 庶務担当理事は、経常的会務を処理する。

- 会計担当理事は、財務及び会計に関する会務を処理する。
 - ハ 教育担当理事は、教育に係る活動を企画し推進する。
 - ニ 広報担当理事は、本会の主旨及び活動の発信を行う。
 - ホ 将来計画担当理事は、情報の収集、実効性のある計画を立案する。
 - ヘ 編集担当理事は、会誌の編集・刊行を総括する。
 - ト 倫理担当理事は、研究倫理及び動物倫理の遵守を啓蒙する。
 - チ 利益相反担当理事は、利益相反に関する事項を管理する。
 - リ JLOM 担当理事は、この法人の方針の下、JLOM の活動に協力する。
- 2 その他、必要に応じて専門委員又は専門委員会委員長を置くことができる。

第 15 条 学術大会長

学術大会長は、当該事業年度の学術大会を主宰する。理事会で候補者を選出し、前年度までの代議員総会で決定する。

- 2 学術大会長は、理事会に出席し意見を述べることができる。

第 16 条 監事

定款第 22 条に定める監事は、理事会で正会員から候補者を選出し、代議員総会で承認を受ける。

第 5 章 会計

第 17 条 予算

次期事業年度分について会計担当理事及び理事会が立案し、代議員総会で決定する。

第 18 条 決算

会計担当理事が 6 月末で当該事業年度分の決算書を作成し、監事の監査を経て理事会に報告し、代議員総会で承認を得なければならない。

第 19 条 旅費

理事会、代議員会、編集委員会等への出席者には、居住地又は勤務先から、会議開催地までの通常往復旅費、必要に応じて宿泊費を支出する。勤務先等から本学会学術大会等旅費の支給がある場合は原則として支出しない。

- 2 役員等の移動は、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動は鉄道又

は航空機を利用するものとする。

- 3 前条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。
- 4 鉄道利用の場合は、役員等の主たる勤務機関又は住居の所在地の最寄り駅から会務を行う場所の最寄り駅までの往復普通運賃、往復特別急行料金(新幹線を含む)、及び最寄り駅前後の交通費実費を合算する。
- 5 航空機利用の場合は、前号に準じ、普通席の往復航空運賃並びに空港までの往復交通費実費を合算する。
- 6 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支給することができる。
 - イ 会務が2日以上に及ぶ場合
 - ロ 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了している場合
 - ハ その他、理事長が必要と認めた場合
- 7 次の各号の場合は、旅費、宿泊費を支給しない。
 - イ この法人の学術集会に併せて行われる会務に出席する場合
 - ロ この法人と密接な関係がある学会等の学術集会に併せて行われる会務に出席する役員が、当該学会等の会員である場合
- 8 國際會議等による海外への代表者派遣等の特別な場合で、本規定により処理できないときは、その都度、理事長、常務理事が協議し、更に庶務担当理事、会計担当理事と協議して決定する。
- 9 この法人の会員ではない者に、この法人の学術大会等での講演を依頼する場合の旅費、宿泊費、謝礼金については、大会長に一任する。
- 10 この法人が企画するシンポジウムで、この法人の会員ではない者に講演を依頼する場合の旅費、宿泊費、謝礼金については必要に応じて支出することができる。
- 11 本規定を改正又は廃止する場合は、理事会の承認を得るものとする。

第6章 その他

第20条 表彰者選考委員会

この法人は学会賞、学術貢献賞及び奨励賞の選考に関して選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会は臨床系及び基礎系委員各4名(選考委員長を含む)から構成される。
- 3 選考委員長(以下委員長)は理事の中から理事長が指名し、委員は理事長が委員長と協議の上、指名する。委員の任期は2年とし半数が交代する。委員は2期以上継続することはできない。
- 4 選考対象者と同一の講座(大学以外の機関はこれに準ずる部局)に所属する選考委員は、そ

の年度の選考には加わらないものとする。

- 5 選考委員会は受賞者を決定し、委員長は該当者なしの場合を含めて、理事会に選考経過及び結果を報告し、理事会の承認を得る。また委員長は代議員総会及び総会において選考結果を報告する。
- 6 選考に関する規定の変更は理事会において決定する。

第 21 条 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、理事選挙及び代議員選挙において公示、投票を管理し、開票・集計を行い、その結果を代議員総会に報告する。

- 2 選挙管理委員会はこの法人の事務局内におく。
- 3 理事選挙のための選挙管理委員会は、委員長 1 名と委員 4 名の構成とする。
 - イ 委員長 1 名と委員 4 名は、2 期の任期が終了する理事の中から理事長が指名する。
 - 選挙管理委員会は推薦された理事候補者一覧及び 1 期の任期が終了する理事のうち再任を希望する理事の一覧を代議員に提示して、選出及び信任の投票を呼びかける。
 - 4 代議員選挙のための選挙管理委員会は、委員長 1 名と委員 4 名以内の構成とする。
 - イ 委員長 1 名と委員 4 名以内は、代議員選挙が実施される年の前年に 2 期の任期が終了する理事の中から理事長が指名する。
 - 選挙管理委員会は正会員に代議員候補者一覧を提示して、投票を呼びかける。
 - 5 投票用紙の開票は立会人 2 名の立会いのもとに行う。
 - 6 立会人は選挙管理委員の中から委員長が指名する。

第 22 条 編集委員会

定款第 3 条の 2 にもとづき編集を行うための編集委員会を設ける。

- 2 編集委員会は委員長、副委員長各 1 名及び 18 名の委員により構成される。
- 3 委員長は編集担当理事がこれを兼任する。編集担当理事は、理事会の議決を経て理事長がこれを任命する。委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は委員の中から副編集委員長及び 5 名の編集幹事を選任する。
- 5 副委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 6 委員は委員会において代議員の中から選出し、委員長が委嘱する。委員の任期は 2 年とし、連続 3 期を超えないものとする。
- 7 委員会の運営の詳細は Traditional & Kampo Medicinene の運営に関する規定による。

第 23 条 将来計画委員会

将来計画委員会を設ける。

- 2 将来計画委員会は、この法人の将来像について長期的視野に立ったあり方、情報の収集、実効性のある計画の立案などをもって理事会に提言し、この法人に貢献することを目的とする。

- 3 将来計画委員会は委員長、副委員長各 1 名及び数名の委員により構成される。
- 4 委員長は将来計画担当理事がこれを兼任する。将来計画担当理事は、理事会の議決を経て理事長がこれを任命する。委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 副委員長は委員の中から委員長が指名する。副委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 6 委員は委員会において代議員の中から選出し、理事会の議を経て決定する。委員の任期は 2 年とし、連続 3 期を超えないものとする。
- 7 将来計画委員会の運営は内規による。

第 24 条 倫理委員会

倫理委員会を設ける。

- 2 倫理委員会は研究倫理及び動物倫理の遵守を啓蒙する。
- 3 この法人を不当に誹謗中傷したり、この法人の会員として倫理的に問題のある者に対して、倫理委員会において審議し、理事会へ答申する。
- 4 倫理委員会は委員長、副委員長各 1 名及び数名の委員により構成される。
- 5 委員長は倫理担当理事がこれを兼任する。倫理担当理事は、理事会の議決を経て理事長がこれを任命する。委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 6 副委員長は委員の中から委員長が指名する。副委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 7 委員は委員会において代議員の中から選出し、理事会の議を経て決定する。委員の任期は 2 年とし、連続 3 期を超えないものとする。

第 25 条 利益相反委員会

「利益相反に関する規定」を別に定め、必要に応じて利益相反委員会を設ける。

第 26 条 JLOM 対応委員会

JLOM の活動状況に応じて、この法人としての対応を検討する必要がある場合には、JLOM 対応委員会を設ける。

第 27 条 学会事務局

定款第 2 条の主たる事務所内に学会事務局を設置し、専任の事務局長を雇用することができる。

- 2 理事会で必要と認めた場合、事務員を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務員の雇用契約については別途内規で定める。

第 28 条 細則の変更

この細則の変更は、代議員への諮問を経て理事会において審議し、理事会出席者の 3 分の 2 以

上の同意を得なければならぬ。

第 29 条 会員である期間

この法人の会員である期間には、この法人の前身である和漢医薬学会の会員であった期間を含める。